

業務説明書

1. 委託業務名

令和7年度台湾における奈良県イチゴの販路拡大およびタイ向け生産・輸送実証委託業務

2. 業務の目的

本事業は、奈良県産イチゴの台湾市場におけるより安定した果実品質の確保と知名度向上、販路拡大を図るため、実証試験、小売店等でのプロモーションおよび現地バイヤーと生産者等との意見交換を実施する。併せて、新たな輸出先としての可能性を検証するため、タイ向け輸出時の流通の実態調査と試験販売を実施する。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年2月20日（金）まで

4. 業務の内容

（1）台湾での販路拡大プロモーションの実施

- ・ハイエンド小売店等（1店舗以上）での販売を実施する。
- ・実施は、令和7年12月～令和8年2月上旬の間の2日以上とする。
- ・試食用のイチゴ果実の費用は事業費に含めるが、販売に供するイチゴ果実の費用は事業費に含めない。
- ・台湾での奈良県産以外のイチゴの販売状況や特徴などを調査し、プロモーションの結果と共に奈良県産イチゴの品質や包装等の改善点なども含めて成果報告書にまとめて報告する。

（2）台湾への輸送実証

①コールドチェーンの実証

- ・日本から台湾への奈良県産イチゴの輸送の際に、航空保冷コンテナ等による品温上昇対策を講じた輸送時の温湿度、振動の調査を1回以上実施する。
- ・測定に必要な機器は、県が準備した機器を使用する。
- ・調査の詳細は、県と事業者で相談の上、決定するものとする。
 - ア）生産地で商品と共に温湿度と振動の計測機器を梱包する。
 - イ）商品の輸送経路（商品の経由地、滞在時間）を時系列で記録する。
 - ウ）到着店舗での商品の傷み具合を確認するとともに、計測機器と計測データを回収し、県に成果報告書にまとめて報告する。

②成熟状態が異なる果実の食味等の調査

- ・日本から台湾への奈良県産イチゴの輸送時に、成熟状態が異なる果実を輸送し、果実の外観、食味を評価する調査を、令和7年12月～令和8年2月の異なる月に1

回以上（計２回以上）実施する。

- ・評価は現地バイヤー、県職員等が当たるものとする。評価にあたる現地バイヤーを選任し、事前に調査に関する説明を行っておく。評価結果は県に成果報告書にまとめて報告する。
- ・調査に用いる果実は、県で準備したものを供する。

（３）生産者等による奈良イチゴの PR

- ・県内イチゴ生産者等（２名以上）が現地を訪れ、台湾のバイヤーと意見交換を行う機会を設ける。併せて、台湾での奈良県産イチゴの販売状況を視察できる機会を設ける。
- ・イチゴ生産者等の台湾での移動の支援を行う。生産者等の現地への渡航、宿泊、移動等にかかる経費は事業費に含める。
- ・意見交換が円滑に進むように、農産物の流通を理解できる通訳を手配すること。
- ・実施は、令和７年１２月～令和８年２月上旬の間に１回以上とする。
- ・意見交換の内容をとりまとめて、成果報告書として報告する。

（４）タイ向け輸出用に生産されたイチゴの残留農薬分析

- ・タイ向け輸出用に生産されたイチゴ果実（１１検体×３回）について、タイ向け輸出を前提とした残留農薬分析を行う。
- ・結果をまとめ、成果報告書として県に報告する
- ・検体のイチゴ果実の費用および分析機関への送付経費は事業費に含めない。

（５）タイへの輸送実証

- ・奈良県産イチゴをタイ向けに輸送する際の温湿度、振動の調査を（２）の①と同様の方法で、１回以上実施し、その結果を成果報告書にまとめて報告する。

（６）タイでの試験販売・ニーズ調査

- ・実施時期は、令和７年１２月～令和８年２月上旬の間の１日以上とすること。
- ・現地ハイエンド小売店での販売を実施する。併せて、現地のニーズ調査を行う。
- ・試食用のイチゴ果実の費用は事業費に含めるが、販売に供するイチゴ果実の費用は事業費に含めない。
- ・ニーズ調査の方法は定めないが、現地ニーズを把握した上で、奈良県産イチゴのタイ市場における有望性を成果報告書にまとめる。

（７）事業者との調整と必要物品等の調達

- ・プロモーションの実施に必要な事業者等との調整を行う。
- ・必要な物品、資材等の調達は業務に含むものとする。また、輸出に係る諸手続についても行うこと。

(8) その他の業務

- ・委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施内容を確認するため、県の担当者と毎月1回以上の打合わせを実施すること。

5. 委託上限額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 成果品

本業務の成果品及び納期は、以下のとおりとする。

- ・委託業務完了報告書（第1号様式）
- ・成果報告書、経費明細書、業務の成果に関する資料を添付すること。
- ・納期：令和8年2月20日（金）

7. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱いは、次のとおりとする。
 - ①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ②本業務に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、そのすべて奈良県に帰属するものとする。
- (4) 本業務を受託しようとする者は、奈良県公契約条例に関する別紙の遵守事項を理解した上で受託すること。また、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

8. その他

- (1) 業務実施の詳細については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。
また、業務の進捗や海外市場の状況等に応じて、その具体的な内容及び実施手法を調整することとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、県と受託者が協議の上、決定する。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対し

て、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

註：「甲」は奈良県、「乙」は受託者をいう。

(第1号様式)

令和 年 月 日

委託業務完了報告書

奈良県知事 殿

所在地

商号

代表者名

下記業務を完了したので報告します。

記

1. 業務の名称 令和7年度台湾における奈良県イチゴの販路拡大およびタイ向け
生産・輸送実証委託業務
2. 契約年月日 令和 年 月 日
3. 業務期間 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日
4. 成果品
 - ① 成果報告書
 - ② 経費明細書（様式は自由）
 - ③ 業務の成果に関する資料